

岩手県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 遠野市綾織町鶉崎2地割11の35、鶉崎3地割148の1から148の7まで、148の19から148の33まで、148の56、148の57、148の59から148の82まで、148の84から148の86まで、148の88から148の93まで、148の96から148の114まで、148の116から148の129まで、148の143、148の144、148の146、148の148から148の156まで、148の158、148の159、148の161から148の191まで、148の193から148の199まで、148の200、148の202、148の204から148の228まで、鶉崎4地割118の1から118の34まで、118の36から118の38まで、118の40から118の49まで、118の52、118の53、118の56、118の58、118の60、118の62から118の64まで、118の66、118の68、118の70、118の72、118の74、118の77から118の79まで、119
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。